

1. 件名：原子力規制検査制度の運用に関する中国電力株式会社島根原子力発電所  
所長等との面談

2. 日時：令和4年4月15日（金）15：00～16：00

3. 場所：中国電力株式会社島根原子力発電所管理事務所5階応接室

4. 出席者

(1) 原子力規制庁

長官官房 森下審議官

原子力規制部 検査監督総括課長 古金谷 同課 新村

島根原子力規制事務所 岡村所長

(2) 中国電力株式会社 島根原子力発電所 岩崎所長ほか5名

5. 要旨

中国電力株式会社（以下「中国電力」という。）島根原子力発電所の幹部と意見交換を行った。

中国電力から、島根原子力発電所での取組みについて説明を受けた。

原子力規制庁からは、以下のコメントをした。

- ・新検査制度になったが、従来のものと比較してどのような変化があったか。
- ・CAP（改善措置活動）会合について、書面開催で行う場合があると聞いたが、他の事業者では聞いたことがない。登録された案件について十分に審議できるか懸念がある。

中国電力から、以下の説明があった。

- ・新検査制度の下では、原子力安全と直接関係のない点を質問されることが減り、回答作成等検査官対応の負担が軽減されたことで、その分、通常業務にかける時間が増加している。
- ・CAP会合について会議時間が長いという問題意識は持っている。新型コロナ対応のため書面開催を導入したが、他電力のCAP開催方法も確認しながら、そのあり方について検討したい。

6. 配付資料

島根原子力発電所の取組み（中国電力資料）

以上